

ご遺族さまへ



～お手続きのご案内～

お手続きに必要なもの

●ご遺族さまのもの（代表で手続きされるご遺族さま・喪主さま）

- 本人確認書類
- 預金通帳等（支店名・口座番号が分かればキャッシュカードも可）

*手続きされるご遺族さまと喪主さまが異なる場合はそれぞれの方のものが必要です。

*本人確認書類…マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・障害者手帳など。写真付きのものがない場合は保険証（健康保険・介護保険）・年金手帳など2点をご用意ください。

*保険料等の引落し口座を変更する場合は銀行印をお持ちください。

●亡くなった方のもの（お手元に残っているものだけで結構です。）

年金証書等（年金番号が分かるもの）、印鑑登録証（カード）、住民基本台帳カード、松山市国保証、後期高齢者医療保険証、障害者手帳など市役所から交付されたもの

●その他

- ・亡くなった方が後期高齢者医療加入者で葬祭費の申請をする場合
 - 会葬礼状・葬儀費用の領収書など喪主さまのお名前が入ったもの
- ・戸籍、住民票、税に関する証明書の請求を代理人が行う場合
 - 委任状（市役所、各支所でお渡しできます。下記からダウンロードもできます。）
[松山市ホームページ>情報をさがす>おくやみ](#)
- ・遺言書等による相続人の場合 遺言書・公正証書等

お手続き窓口

月～金 8:30～17:00（祝日・年末年始は除く。）

■福祉届出コーナー（おくやみ窓口）

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
松山市役所本館1階 総合窓口センター内

■各支所

※内容により担当課をご案内することがあります。
※詳しい内容や手続き後のお問合せは担当課（次頁参照）へお願いします。

お問合せ先

・松山市コールセンター
089-946-4894
（受付時間 8:00～19:00）
※1月1日～1月3日は除く。

※手続きには時間がかかります。

※休日明けやお昼前後の時間帯は来庁される方が多く、お待ちいただくことがあります。

※死亡届は火葬を終えている場合、葬儀社等を通してご提出いただいていることがほとんどです。

死亡届を提出した市区町村と本籍地や住所地が異なる場合や、戸籍関係のお届けが多い時期には、戸籍や住民票に死亡が反映されるまでに時間を要しますので、1週間程度あけて来庁されることをお勧めします。

市役所での主な手続

〇の項目については、総合窓口センター・各支所で手続できます。
 ※項目内のⓂは中島支所、Ⓜは北条支所です。

項目	内容 【 】内は、手続に必要なもの	担当課 (市外局番 089)	
住民登録	<input type="checkbox"/> 住民登録	○世帯主変更届(世帯員が一人になる場合は届出不要) *届出人が代理の場合【委任状】	市民課 (本館1階)
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録	○手続は必要ありません。	〈住民記録〉 948-6337 〈印鑑〉 948-6338 〈マイナンバー〉 948-6569
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	○手続は必要ありません。	
	<input type="checkbox"/> 電子証明書	○手続は必要ありません。	
	<input type="checkbox"/> 通知カード	○手続は必要ありません。	
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	○カードの返還		
保険・介護	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険	○保険証などの返還 【国保加入者がいる世帯の世帯主が死亡の場合は加入者全員の国保証】	健康保険課 〈後期高齢〉 948-6941 〈国保〉 948-6363 ※国保の葬祭費・ 高額療養費は 保険給付・年金課 948-6361 (別館3階)
	<input type="checkbox"/> 松山市国民健康保険	○送付先設定(変更・取消)の届出書 ○葬祭費の申請 ○高額療養費の申請(該当する場合、法定相続人が申請) *世帯員以外が高額療養費を申請する場合 【続柄が分かる戸籍謄本(コピー可)など】 ※保険料は再計算して翌月以降に通知 ※国保では精算が必要になる場合あり	
	<input type="checkbox"/> その他の健康保険 (市役所以外の手続)	○松山市国民健康保険・後期高齢者医療保険以外(全国健康保険協会など)の健康保険に加入の方は、それぞれの保険者にお問い合わせください。 ○亡くなられた方の保険の扶養から外れて松山市国保に加入する場合 【資格喪失証明書(勤務先等が発行)】	
	<input type="checkbox"/> 介護保険	○被保険者証の返還 *負担割合証・負担限度額認定証をお持ちの場合も同様 ○送付先設定(変更・取消)の届出書 ○高額介護(予防)サービス費・高額総合事業サービス費の申請(該当する場合、法定相続人が申請) *世帯員以外が高額介護(予防)サービス費等を申請する場合 【続柄が分かる戸籍謄本(コピー可)など】 ※保険料は再計算して翌月以降に通知	介護保険課 (別館2階) 948-6919
年金・恩給・その他年金	<input type="checkbox"/> 国民年金	○未支給年金・遺族年金・寡婦年金・死亡一時金などの請求 *亡くなられた方の配偶者が厚生年金等の被扶養者(3号)の場合は、国民年金(1号)被保険者への変更が必要 【基礎年金番号が分かるもの】	保険給付・年金課 948-6356 (別館3階)
	<input type="checkbox"/> 厚生年金 (市役所以外の手続)	○未支給年金・遺族年金などの請求 松山東年金事務所 089-946-2146(自動音声)又は 松山西年金事務所 089-925-5105(自動音声)にお問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/> 企業年金 (市役所以外の手続)	各企業年金基金又は 企業年金連合会年金相談室(0570-02-2666)にお問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/> 共済年金 (市役所以外の手続)	各共済年金組合にお問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/> 恩給 (市役所以外の手続)	総務省恩給相談窓口(03-5273-1400)にお問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/> 農業者年金 (市役所以外の手続)	口座開設しているえひめ中央農協又は松山市農協の支所にお問い合わせください。	

項目	内容 【 】内は、手続きに必要なもの	担当課 (市外局番 089)
市 税	<input type="checkbox"/> 市県民税・軽自動車税 (種別割) <input type="checkbox"/> 固定資産税	市民税課 948-6290 (本館2階) ※固定資産税は 資産税課 948-6312 (本館2階)
	<input type="checkbox"/> 口座振替の廃止(口座振替手続をしている納税義務者又は口座名義人が亡くなられた場合) *引き続き口座振替を希望する場合は手続が必要	納税課 (本館2階) 948-6270
	※㊦・㊧でも可 <input type="checkbox"/> 125cc以下のバイク <input type="checkbox"/> 名義変更・廃車手続 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税。早めの手続を。	市民税課 (本館2階) 948-6302
障 が い	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 障がい者関係の 手当・共済制度	障がい福祉課 (別館1階) <手帳・手当> 948-6369
	<input type="checkbox"/> 自立支援(精神通院)受給者証	障がい福祉課 (別館1階) <医療> 948-6936
	<input type="checkbox"/> 難病患者	保健予防課 (保健所1階) 911-1857
	<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者 <input type="checkbox"/> 子ども	障がい福祉課 (別館1階) 948-6936
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ※㊦でも可	子育て支援課 (別館2階) 948-6888
小児慢性特定疾病児童	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還	すすく支援課 (保健所1階) 911-1870
子 ど も	<input type="checkbox"/> 児童手当(公務員を除く) ※㊦でも可	子育て支援課 (別館2階) <児童手当> 948-6354
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 愛顔っ子応援券(おむつ券)	<児童扶養手当> 948-6845 <おむつ券> 948-6418
	<input type="checkbox"/> 飼 い 犬	生活衛生課 (保健所1階) 911-1862
その他	<input type="checkbox"/> 犬の所有者変更届【登録番号の分かるもの(鑑札など)】 <input type="checkbox"/> (国にマイクロチップ登録している犬)所有者変更届は必要ありません。指定登録機関の日本獣医師会へご連絡ください。	生活衛生課 (保健所1階) 911-1862

下記のその他手続については「担当課」までお問い合わせください。

項目	内容 【 】内は、手続に必要なもの	担当課 (市外局番089)
その 他	<input type="checkbox"/> 市営墓地	○承継の手続 市街地整備課 (本館7階) 948-6094
	<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳	○被爆者健康手帳・各手当証書の返還・葬祭料の申請など ○原子爆弾被爆者の死亡見舞金の申請 保健予防課 (保健所1階) 911-1857
	<input type="checkbox"/> 市営住宅	○名義人変更や世帯員の異動、又は返還の手続 ※委託先:松山市営住宅管理センター(089-942-0800)にお問い合わせください。一部の団地は、住宅課が窓口となります。 住宅課 (本館7階) 948-6498
	<input type="checkbox"/> 県営住宅 (市役所以外の手続)	愛媛県営住宅管理グループ(089-998-6671)にお問い合わせください。
	<input type="checkbox"/> 上水道・下水道	○使用者の変更・閉栓等の手続 ○使用人数変更の手続(下水道に接続して井戸水・専用水道を使用している世帯) ※委託先:ヴェオリア・ジェネッツ(株)にお問い合わせください。 089-915-0311(松山営業所) 089-911-7731(北条事務所) ※ヴェオリア・ジェネッツ(株)松山市役所窓口(第3別館1階①窓口)でも手続ができます。 ○下水道事業受益者負担金の受益者変更 上下水道料金課 (第3別館1階) 948-6531
	<input type="checkbox"/> 森林の相続届出	○相続届出 (地域森林計画の対象となっている森林を相続した場合) 農林水産振興課 (本館8階) 948-6576
<input type="checkbox"/> 農地の相続届出	○相続届出 (農地の所有権・・・相続登記後 賃借権・・・遺産分割協議後) 農業委員会事務局 (本館8階) 948-6629	

〈市役所以外の主な手続〉(名義変更・解約等) 詳細はお問合せの上ご確認ください。

項目	問合せ先	項目	問合せ先
生命保険等	生命保険会社又は代理店	携帯電話	各契約会社
損害保険等	損害保険会社又は代理店	固定電話	各契約会社
預貯金口座等	各金融機関等	インターネット	各契約会社
株式等	証券会社等	クレジットカード	各契約会社
相続税・所得税 消費税申告	松山税務署 089-941-9121(自動音声)	電気・ガス	各契約会社
賃貸住宅・ 借地・借家	不動産会社・地主・家主等	NHK受信料	0120-151515(フリーダイヤル) 又は 050-3786-5003(有料)
不動産(家屋・土地) 登記関係	不動産の所在地を管轄する 法務局「(注)」	軽自動車 (3輪・4輪)※	軽自動車検査協会愛媛事務所 050-3816-3124
運転免許証	最寄りの警察署に返納 (有効期限内の場合は死亡診断書の写しが必要)	普通自動車・ 125cc超バイク※	四国運輸局愛媛運輸支局 050-5540-2076
国債(戦没者遺族 等弔慰金)	【国債交付前】松山市市民生活課(本館6階 089-948-6814) 【国債交付後】償還金支払場所となっている郵便局		
遺言書の 検認・開封 相続放棄・限定承認	松山家庭裁判所(089-942-0077) 相続放棄・限定承認(相続によって得た財産の範囲内で負債も相続)は相続を知った日から3か月以内に家庭裁判所に申し立てる必要があります。		

○戸籍謄本等は、申し出により原本が返却できる場合がありますので、問合せ先までご確認ください。

(注) 令和6年4月1日改正法施行により、相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが法律上の義務となりました(改正法施行前の相続にも適用あり)。

また、「法定相続情報証明制度」を利用すれば、各種手続で戸籍謄本を使い回す必要がなくなります。

詳細は松山地方法務局(089-932-5814)へお問い合わせください。